

平成25年第11回平取町議会臨時会（開会 午前9時32分）

議長

みなさんおはようございます。ただいまより平成25年第11回平取町議会臨時会を開会します。ただちに本日の会議を開きます。本日の出席議員は11名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、11番安田議員と1番櫻井議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。このことにつきましては、本日、議会運営委員会を開催し協議をしておりますので、その結果を議会運営委員会委員長より報告願います。8番山田議員。

8番
山田議員

8番山田です。本日招集されました第11回町議会臨時会の議会運営等につきましては本日開催しました議会運営委員会において協議し、会期については本日11月28日の1日間とすることで意見の一致をみておりますので、議長よりお諮り願いたいと思います。

議長

お諮りします。ただいま、議会運営委員会委員長より報告がありましたとおり、会期は本日1日間とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認めます。従って、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。監査委員より、平成25年8月分及び9月分、10月分の出納検査の結果報告書が提出されましたので、その報告書の写しをお手元に配布しております。また、地方自治法第199条第1項の規定による、学校監査の結果報告書が提出されましたので、その報告書の写しをお手元に配布しております。以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。要望経過報告について。町長。

町長

1の要望経過を報告いたします。要望項目、浦河赤十字病院の精神神経科存続を求める緊急要望について。要望先は日本赤十字社北海道支部、道議会地元選出議員、北海道保健福祉部長であります。要望月日は9月30日、さらには同じく10月1日には上京をいたしまして、日本赤十字社長、道内選出国會議員、厚生労働大臣・副大臣・政務官、厚生労働省社会・援護局長ほかでございます。要望者は日高町村会として、管内の町長とともに緊急要望したものでございます。この内容については、さきの9月の町議会定例会におきまして浦河日赤病院の精神神経科存続を求める決議案を議決しているところではありますが、浦河町の浦河赤十字病院については、平成26年3月末で精神神経科病棟を廃止する方針を表明したことを受けて、存続を求める緊急要望要請活動を実施したものでございます。日高管内7町が19億円を上限とする高額な補助をしている同病院の増改築事業完了前の唐突な廃止表明でございました。浦河日赤病院は

地域センター病院、第2次救急医療機関、災害拠点病院として地域住民に安心を与え、日高管内7万3千人を支える、重要な中核病院との位置づけからも、精神疾患があり、身体合併症を持つ患者が増加しているなか、存続を強く要望したものでございます。要望の結果につきましては、赤十字本社としては機関決定していないということでございます。現段階では、廃止ありきではありませんけれども、先の見通しについての具体的な回答は示されなかったところでございます。次に要望項目、生活環境改善施設整備事業等予算の確保について、アイヌ農林漁業対策事業予算の確保についての要望であります。要望先は道内選出国會議員、国土交通省北海道局であります。要望月日は11月20日、要望者は北海道アイヌ振興対策事業推進協議会として要望活動をしたところであります。最初の生活環境改善施設整備事業としては、生活館、地区道路、下水排水路などの生活改善事業、またアイヌ農林漁業対策事業は農林漁業の生活基盤や近代化施設の整備補助事業について、平成26年度予算の確保について要望をしたところであります。特に平取町としての課題でございます、生活雑排水の処理施設については、これまでこの生活環境改善施設整備事業の補助対象事業として整備をしてきたところでございますが、しかし処理施設については、年数が経過して、老朽化しており、隔年で改修整備をしているところでありますが、改修費については、補助対象外であり、多額の経費を要するため、補助対象とするように北海道開発局長ほかに強く要請をしたところでございます。次に要望項目、高規格幹線道路「日高自動車道」の整備促進について。要望先は道内選出国會議員、国土交通大臣・副大臣・政務官、事務次官、国土交通省北海道局長ほかでございます。要望月日は11月21日、要望者は日高総合開発期成会として日高管内の町長とともに要望をしてございます。高規格幹線道路日高自動車道につきましては、苫小牧東から浦河までの120キロのうち、既に供用区間であり、苫小牧東から日高門別間45.7キロを除く、未整備区間74.3キロメートルの整備促進について、平成26年度の予算確保についての要望をしたものでございます。以上で要望経過報告を終わります。

議長

以上で行政報告を終了します。

日程第5、議案第1号平成25年度平取町一般会計補正予算第8号を議題とします。提案理由の説明を求めます。まちづくり課長。

まちづくり課長

議案第1号平成25年度平取町一般会計補正予算第8号についてご説明申し上げます。歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に、それぞれ480万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を68億7775万円とするものでございます。2項におきましては、補正の款項の区分、金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表の歳入歳出予算補正によるものでございます。それでは、事項別明細の歳出からご説明申し上げますので5ページをお開き願います。3款1項1目社会福祉総務費20節扶助費福祉灯油

助成費480万円の追加でございます。これは、灯油価格の高騰によりまして影響を受けます、低所得の高齢者、障がい者、ひとり親世帯に対しまして、冬季暖房に必要な灯油価格の一部を助成するというものでございます。対象世帯は町民税非課税世帯で、65歳以上の高齢者世帯、障がい者世帯、18歳までの児童を養育しておりますひとり親世帯となっております、支給額は1世帯1万円としてございます。支給予定世帯は480世帯ということで、高齢者世帯432世帯、障がい者24世帯、ひとり親24世帯となっております。次に歳入を説明いたしますので、前のページにお戻りください。15款2項2目民生費道補助金1節社会福祉費補助金50万円の追加でございます。これは、今説明申し上げました、助成事業に充当される北海道地域づくり交付金、冬の生活支援事業分となっております。これは人口1万人未満の市町村におきましては、補助基本額100万円となっておりますのでその2分の1が交付されるものでございます。次に19款1項1目1節繰越金、前年度繰越金430万円の追加でございます。今回の補正に係る充当一般財源は前年度繰越金としてございます。以上、議案第1号平成25年度平取町一般会計補正予算第8号につきまして説明いたしましたのでご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

これから質疑を行います。質疑はございませんか。6番千葉議員。

6番
千葉議員

6番千葉です。また例年のごとく福祉灯油の事業ということで補正を組まれたわけでございますけれども、ちょっと1、2点伺っておきたいことがございます。我々いただいている資料にも、日高管内各自治体の内訳も出ておるわけでございますけれども、今年は480世帯ということで例年より結構数が増えているということなんですけれども、対象となっているすべての方々、いわゆる世帯全員が65歳以上の世帯、それから障がい者、それから重度障がい者が同居する世帯、それから父または母親のいずれか、いわゆるひとり親世帯ですね、これはすべてあげると世帯数が、全世帯対象どのぐらいあって、実際に昨年、一昨年あたりのデータをもとで結構ですけれども、何割の方がこの申請に来て実際に福祉灯油を入れて生活支援にあてたのか、その内訳を、特に知りたいのはどのぐらいの、何割の方がこれ申請に来てるのかなということの実績的なことですが、教えていただきたいと思っております。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

それでは、千葉議員のご質問にお答えを申し上げます。福祉灯油、平成24年度、昨年度の対象全世帯の数字でございますけれども、全部で545世帯、申請率、支給率は74.3%。支給世帯数が405世帯となっております。以上です。

議長

6 番千葉議員。

6 番
千葉議員

私も70%台かなということで昨年もその前もそうだと思うんですけども、なかにはですね、特に高齢者の65歳以上という世帯、経済的な面もそうなんですけども、なかなか申請に行きにくいという声が正直私の周りでも聞かれています。それはなぜかという、やはり一つそういうお年寄りの方とお話を聞いていますと、やはりある程度のいわゆる収入もあるということも一つはあるんですけども、最も申請しづらい理由は何かと聞いたんですね。福祉灯油というネーミングだそうですよ。いわゆるその、福祉灯油には間違いはないんですけどね、これはもう、誰が見てもいわゆる生活の支援に充てていただくと、プラスにしようということでの灯油なんですけども、そういった声は実は聞かれて、なかなか窓口に行って申請しづらいというのが、やはりこの74%でありある25%前後のですね、世帯の方、結構そういう方多いのかなというふうに思っています。それともう一つは、やはり足の手段ですね、いわゆるその出向いて行って申請、なかなかほかの人に頼んでとかっていうことにならないことなもんですから、なかなかその窓口に行きづらいという、そういった方も少数ではありますが、おりますので、その辺のところですね、やはりもう少しこれがおそらく化石燃料、値上がりか横ばいになってもう値下がりするということは、僕はこれからあまりないというふうに思っていますので、今年はさておき、来年度以降はそういったご意見も参考にしながらですね、せっかく受給資格があつて、本当に入りたいんだよという人も申請に来られないということができるだけ少なくなるように、これは一つ工夫、努力をしていただきたいなというふうに思っておりますけども、その辺についてのご意見も伺っておきたいと思っています。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

お答えを申し上げます。第1点目、福祉灯油のネーミングのことです。生活保護の制度もそうでございますけれども、やはりその名前に、対象になつたとしても、申請されないという方が実際にいるというふうに聞いてございます。ですから、今後ですね、来年度以降、ネーミング及び、千葉議員ご指摘いただいた、足のこと、そのことも含めて今後内部で検討しながら、できるだけ多くの方に申請に来ていただいて、できるだけ多く支給させていただけるように努力してまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

議長

ほかございませんか。1 番櫻井議員。

1 番
櫻井議員

1 番櫻井です。今、産業厚生常任委員会に提出されました資料に基づいて質問するわけでありますが、この事業の目的はもう本当に町長の思いが、ここに表

れておりますので理解はできるんですが、灯油価格の高騰という文言が入ってるんですけど、これ一体高騰というのが何を意味するのかね、一体いくらになると、この福祉灯油を支給していくのかっていうのが、4番に実勢価格というのはもちろん載ってるんですけど、これ、きまりとして、規定として明確な数字っておそらくないと思うんですけど、そのあたりはどうなってるのか伺いたいと思います。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

櫻井議員のご質問にお答えを申し上げます。価格、灯油実勢価格の件でございますけれども、実際その規定上いくら、何十円になれば支給するという受動的な規定はありません。過去の状況を勘案しますと、ほぼ90円を超える状態のなかで支給をしているということでございます。各町の状況をご覧になっていただければわかると思いますが、例えば日高町につきましては、100円、1リットル100円を超えれば実施をするという考え方の町もございます。平取町といたしましては、その時々々の灯油の実勢の価格あるいは過去の状況を総合的に勘案いたしまして、実施をさせていただきたいというふうに考えてございます。以上です。

議長

1番櫻井議員。

1番
櫻井議員

今答弁いただいたんですけど、90円を超えると支給するというのももちろんそうなんですけど、いくらになったらいくらを支給するという自体も明確になってませんよね。これ、だから時々々の思いというか、そういうことが含まれて、たぶん価格の設定、今回も1月に比べて2千円増額になってますよね。この辺のところをね、もう少し明確にというか、きちっと規程に95円だったらいくら支給しますよ、100円になったらいくら支給しますよというみたいな明確な数字を規定したほうが私はわかりやすいと思うんですけど。予算立てするときもおそらく楽だと思うんですけど。ちょっとこの支給の仕方というか、あまりにもあいまいで納得いかないんですがその辺いかがでしょうか。

議長

保健福祉課長。

保健福祉
課長

お答えをいたします。福祉灯油の金額、支給の金額につきましては、管内各町の情勢も勘案をいたしまして、従来は決めていたという状況がございます。昨年度8千円が今年よりはより高騰しているということで、1万円にした経緯の一つには平取町におきましては生活保護世帯も支給対象世帯にしているということから、収入認定の関係で昨年度8千円が上限でございましたが、本年はそれが上がりまして1万円まで大丈夫だということで、今回1万円にしている状況が

あります。ほかの生活保護等の収入が認定されて減少するというようなほかの要素もございます関係から、当初からいくらになればいくらということで、規程をできない状態もございました。ただ貴重な櫻井議員のご意見ですので、そのことも考慮しながら今後内部で検討させていただきたいというふうに考えてございます。以上です。

議長 ほかございませんか。10番平村議員。

10番平村議員 10番平村です。今千葉議員の質問にもありましたけれども、やはり対象世帯が545世帯もありながら、74.3%の人しか支給されてないってということで、やはりもう少し追跡調査というか、親切に個別にやれる方法はないのかその辺がもうちょっと親切にやらないと、ただ週報では何回かのってましたけれども、ひとり世帯とか高齢者世帯の人はなかなかその分がわからないでいたり、あとちょっと知ってる方では入院していて、2月ぐらいまで入院していて、3月ぐらいに入って、もうもらえないかと思ったよ、とかという方もいらっしゃいましたので、その辺のもうちょっと親切にせつかく該当者が545世帯もありながら、405世帯ということではせつかく町でいろいろこういうふうやってらっしゃるのにもうちょっとその辺の個人的ないろいろなプライベートな部分もありまして、個別にできないというようなことは言われたんですけども、何か良い方法でもうちょっと周知徹底してあげたらもっと親切ではないかと思うんですけどその辺いかがでしょうか。

議長 保健福祉課長。

保健福祉課長 平村議員のご質問にお答えを申し上げます。対象者に対する周知につきまして、産業厚生常任委員会の際にも申し上げましたが、個人情報保護法によりまして、事前に対象者全員に通知をさせていただくことができないという事情がございます。しかしながら、今平村議員がご指摘のように、75%残り25%という事実があるというご指摘でございます。まちだよりには、12月の下旬、6日から3月の下旬に至るまで、毎回月2回、毎回必ず掲載させていただくこととしております。この25%をできるだけ100%に近づけるように、努力をしてみたいと思っておりますが、先ほど千葉議員の話もありましたように、名前、ネーミングの部分もあり、なかなか全員が申請していただけるというような状況にはない、これは私どもの町以外管内各町も同じような状況と聞いておりますけれども、という状況がありますが、平村議員ご指摘のような、そういうお気持ち、大変重要なことだというふうに考えてございますので、できるだけ、100%近づけるようなかたちで努力させていただきたいというふうに考えてございますのでご理解いただきたいと思います。以上です。

議長

ほかございますか。なければ、これで質疑を終了します。次に討論を行います。
反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第5、議案第1号平成25年度平取町一般会計補正予算第8号は原案のとおり可決しました。

本臨時会に付されました事件の審議状況を報告します。議案1件で原案可決1件となっております。以上で全日程を終了しましたので、平成25年第11回平取町議会臨時会を閉会します。ご苦労様でございました。

(閉 会 午前9時59分)